

ID: 3024

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	共済計理人の解任の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第58条の8		
法令番号	昭和24年法律第181号		
【基準】 法第58条の8の規定による。 第58条の8 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日